

国土審議会第四回近畿圏整備分科会議事録

日時：平成13年12月13日（木）10:00～12:00

場所：KKRホテル大阪 銀河東の間

企画課長 国土審議会近畿圏整備分科会の委員及び特別委員総数16名のうち、定足数である半数以上のご出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第4回近畿圏整備分科会を開会いたします。

本日はご多忙のところ、近畿圏整備分科会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

ここからの進行を新宮分科会長にお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

新宮分科会長 皆さまおはようございます。本日は「近畿圏における工場等制限制度の今後の在り方について」ということの報告案の審議をお願いをいたしたいと思えます。よろしくお願いを申し上げます。

まず資料2及び資料3の報告案などにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

企画課長 お手元資料2が「近畿圏における工場等制限制度の今後の在り方について（報告案）」でございます。資料3がその報告の要旨でございます。まず資料2からご説明させていただきます。

資料2につきましては、12月6日付で当方から一度各委員の皆さま方にファックスで送らせていただいております。その後、いただきました意見を踏まえて、きょうの報告書案になったものでございます。一度ごらんになっていただいているということもございまして、変更点を含めながら、簡潔にご説明をさせていただきたいと思えます。

最初のページでございますが、諮問の趣旨、付託の経緯等を記載した部分でございます。序にあたる部分でございます。まず第1パラグラフでございますが、工場等制限法の制定の目的なり経過を記載した部分でございます。工場等制限法につきましては、第1パラグラフの下から3行目でございますが、近畿圏整備法15条に基づきまして昭和39年に制定され、そして今日に至っているという経過でございます。

(2)でございますが、これは問題意識を記載した部分でございます。法律制定から40年近くたったということで、この間、産業構造の変化、少子化の進行といった事情の変化がございました。そういった中で産業・人口の過度の集中を防止するという目的を達成する手段として、一定規模の工場なり大学の新增設を制限することの今日的な意義を検討する必要が生じてきているということでございます。

(3)は諮問から付託の経緯でございますが、本年10月19日に、国土交通大臣より国土審議会に諮問がなされまして、同29日に国土審議会から本分科会及び首都圏整備分科会に付託をされたという経緯でございます。

(4)でございますが、近畿圏につきまして、ここに報告をまとめるといった部分ござ

います。

ページをめくっていただきまして、目次でございますが、全体を3部構成としております。1が近畿圏整備の枠組みと工場等制限制度、2が工場等制限法の制定及び見直しの経緯、3が社会経済情勢の変化に伴う工場等制限制度の今後の在り方、3つのパーツで記述をしております。

ページをめくっていただきたいと思います。まず第1で、近畿圏整備の枠組みと工場等制限制度の部分でございます。近畿圏整備の手段として工場等制限法が制定されたということから、近畿圏整備法から記述を開始しております。

第1パラグラフでございますが、近畿圏整備法につきましては、首都圏と並ぶわが国経済、文化の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るということを目的としております。この目的を達成するために政策区域を3つ設けております。既成都市区域、近郊整備区域及び都市開発区域でございます。そのそれぞれの政策区域ごとに整備計画を立てておるわけでございます。

また、既成都市区域における産業及び人口の過度の集中を防止する手段といたしまして、大別2種類でございます。第1でございますが、誘導施策でございます。これは近郊整備区域あるいは都市開発区域を整備いたしまして、そこに産業・人口を吸着させる、そういった誘導施策でございます。

具体的に申し上げますと、第1の2つ目のパラグラフでございますが、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づく工業団地造成事業の実施、地方税の不均一課税に伴う減収補填措置、国の財政上の特別措置に関する法律に基づきます地方債の充当率や国庫補助率の嵩上げ、あるいは税制上の特別措置等々によりまして、工業都市なり住居都市等として整備を図ってきているということでございます。

第2が規制施策でございます。既成都市区域の人口増大の主たる要因である施設に限定をして、新增設を直接的に制限する政策でございます。具体的に申し上げますと、これが現在の工場等制限法でございます。

ページをめくっていただきまして、最初のパラグラフでございますが、こういった誘導施策あるいは規制施策、それぞれ相まって、これまで近畿圏の建設なり秩序ある発展を図ってきたところでございます。

次のパラグラフでございますが、わが国におきまして、首都圏と並び重要な役割を担う近畿圏を全体として発展させていくための圏域政策といたしましては、地域の自立的な発展と地域間の連携・交流を推進しながら、産業及び人口の適正な配置等を図る誘導施策は引き続き実施していくことが必要であるということでございますが、社会経済情勢が著しく変化する中、工場や大学等の新增設を規制する工場等制限制度の在り方について検討する必要が生じてきてる。その今日的意義を考察していくということでございます。

なお、この部分につきましては、当分科会でのご意見あるいは書面でいただきましたご意見を踏まえて、当初の案から修正をした部分でございます。

3ページでございます。2でございますが、工場等制限法の制定及び見直しの経緯でございます。まず(1)が制定したときの時代背景でございますが、昭和30年代、大阪市の人口が、昭和30年に255万、それが昭和40年に約316万人に増加しております。約61万人増えたわけでございます。これに伴いまして、市街地の膨張発展、生活環境や交通状況の悪

化等々の大都市問題が深刻化したという経緯がございます。

このため工場等制限法につきましては、昭和34年、首都圏が先にできておりましたけれども、これにならしまして、当時人口増大の主たる要因であった工場及び大学等の新增設を制限する、そういうことをしながら既成都市地域の産業及び人口の過度の集中を防止するために、昭和39年に近畿圏整備法第15条に基づきまして工場等制限法が制定されたわけでございます。

(2) でございます。これはその後の見直しの経緯でございます。工場等制限法につきましては、昭和47年に規制強化が図られたわけでございます。ただし、このときは首都圏での規制強化でございまして、近畿圏につきましては特段の見直しはございませんでした。しかしながら、近年、産業構造の変化、あるいは教育ニーズが変わってきたということを背景にいたしまして、累次の制度緩和を行ってきたところでございます。

特に平成10年につきましては、制限の除外業種に弁当製造業あるいは惣菜製造業等を追加、容器包装廃棄物の再商品化を図る場合を許可基準に追加をしたわけでございます。また、平成11年には大学院を制限施設から除外、東大阪市等の中小製造業集積地域の一定の工場の基準面積を1,500m²に引き上げたといった、大幅な見直しを行ったところでございます。

3でございますが、その後の社会経済情勢の変化でございます。まず(1)がオールジャパンでの分析でございます。まずその中の全国の製造業でございますが、産業構造が製造業からサービス業へとシフトをしたわけでございます。この表にございますが、昭和35年から平成11年までの変化を見てみますと、製造業では、たとえば従業者数が38.5%から21.3%にシェアが大幅にダウンしておりますが、一方、サービス業の従業者は12.9%から25.4%、倍増してるわけでございます。

また、工場立地件数でございますが、これもこの制度をつくったときから大幅に下がっております。たとえば単年ベースを見ていただきますと、昭和40年 5,853件、ピークでございましたが、平成12年には 1,134件と、ピーク時の6分の1ぐらいの水準まで下がっております。

また、でございますが、製造業の海外生産比率はこの間一貫して上昇しております。全体では3%から14.1%でございますが、その中で海外進出企業をとってみますと、8.7%から34.9%と海外生産比率は上昇しております。

次に は大学の関係でございますが、大学に入学する母集団といたしまして18歳人口を取ってみますと、少子化の急速な進行によって大きく減少しております。昭和41年が第1次ピーク 249万人、平成4年が第2次ピーク 205万人でございましたが、平成12年で 151万人、また、平成21年に 120万人に低下いたします。

次に でございますが、大学及び短期大学への進学率の伸びが鈍化しておりまして、48年当時は 29.89%であったものが、最近では約50%弱、このへんで安定化してると思っております。

でございますが、入学者数自身も減少しております。平成5年が約81万人、ピークでございました。平成12年が約74万人でございます。これにつきましては少子化と進学率の安定化によりまして、入学者数そのものが減少してきてると考えられます。

次に でございますが、一方、地方を見ますと、地方大学への進学機会が大変充実して

おります。過去10年間を見ていただきますと、下の表にございますが、地方圏でここ10年間、大学が112校増えております。一方、大阪圏16校、東京圏14校、全国142校ということで、過去10年間の大学新設の8割は地方圏でございました。

最後のパラグラフでございますが、以上のとおり、工場等制限法制定時と異なりまして、最近では産業構造が製造業からサービス業にシフトしてる、あるいは海外へ生産機能が移転してるといったことが、大きく変わっております。

また、大学につきましても、大学・短大入学者数の減少が見込まれるとともに、地方圏における大学への進学機会が充実しております。

次に(2)で近畿圏の既成都市区域について同様の分析を試みた部分でございます。まず既成都市区域の人口の動向でございますが、下の表にございますが、近畿圏あるいは全国はこの間人口が増えておるわけでございますが、既成都市区域に限って見ますと、昭和45年749万人が、平成12年703万人、46万人減少しております。

でございますが、既成都市区域の製造業の動向、昭和30年と平成11年を比較いたしました。製造業につきましても従業者数が大幅にシェアダウンしておりますが、サービス業はシェアがアップしております。

また、事業所の数、従業者の数、絶対数でございます。これにつきましても大きく下がっております。まず製造業の事業所の数がかつて昭和45年約4.4万事業所ございましたが、現在では約2.8万事業所でございます。また、従業者数でございますが、約113万人から56万人と大幅に下がっております。

でございます。既成都市区域の大学と短大の動向でございますが、まず学校数で見えますと、学校数そのものは約5校増えておるわけでございますが、全国シェアを見ていただきますと、13.7%から6.3%へと半減しております。また、学生数でございますが、学生数も増えてはおりますが、全国シェアを見ていただきますと、かつての15.6から現在は7.9、これも半減しております。

ページをめくっていただきたいと思っております。以上のとおりでございますが、既成都市区域の人口は昭和45年以降減少傾向にございます。また、製造業につきましてもそのウエイトが大きく低下、大学につきましても既成都市区域の大学、短大の学生数、学校数の全国シェアは低下をしております。

次に8ページをお開きいただきたいと思っております。工場等制限制度の今日的意義を考察した部分でございます。先ほどの(2)に見られますとおり、既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止という目的の達成のために、工場等制限法はいままでその役割を果たしてきたという評価はできると思われまゝです。しかしながら、産業構造、製造業からサービス業にシフト、あるいは海外生産の高まり、あるいは少子化の進行、そういった社会経済情勢が当時と比べまして大きく変わっております。

こういった中で、当時の人口増加の二大要因でございました工場なり大学の新增設は、既成都市区域における産業及び人口の過度の集中の大きな要因とはなり得ない状況になっていると考えられます。

したがって、現在では産業及び人口の過度の集中を防止するという目的を達成するために、一定規模以上の工場及び大学等の新增設という社会経済活動を規制するという規制手段を取ること自体の有効性・合理性が薄れてきているのではないかと考えられます。

また、これからのことを考えますと、企業活動の自由度を高めるということで、集積する既存の中小企業が刺激し合う、多様な事業展開を可能にする、あるいは大学につきましても活動の自由度を高めることによりまして、社会人も含めました学びの機会を増やしたり、あるいは産学連携、新規産業・新技術の創出、そういったことが大事ではないかということでございます。

一方、次のパラグラフでございますが、環境面について記載をした部分でございます。環境につきましましては、もともと都市計画による用途地域の指定、それに対応した建築規制が実施されております。また、昭和40年代以降でございますが、各種環境立法が次々に制定されまして、大変制度として充実しております。

さらに平成4年に地球環境サミットが開催されたわけでございますが、そこで気候変動枠組み条約が締結をされました。温室効果ガスの濃度の安定化を図るということで、環境問題に対する国民意識も大変高くなっております。平成5年に環境基本法が制定されまして、それを踏まえまして、各種環境立法なり、独自の環境条例が次々に制定されてきたわけでございます。

このように環境対策につきましましては、国及び公共団体のそれぞれにおいていろんな制度が充実しておりまして、都市環境の整備及び改善の観点、工場等制限法にはこの記載はございませんが、親法であります近畿圏整備法の中にこういった記述がございます。そういった観点から、工場等制限区域の一定規模以上の工場及び大学等のみに限定して、その新增設の制限という強力な規制手段を残す合理性は薄いのではないかと考えられます。

最後のくだりでございますが、仮に工場等制限制度を廃止した場合の効果でございますが、以下のとおりということでございますが、仮に制度がなくなった場合でも、既成都市区域に産業及び人口が過度に集中するような工場・大学の新增設が発生することはないんじゃないかと考えられます。

まず工場立地でございますが、昭和58年以降、工場等制限制度が規制緩和に転換いたしました。地方圏の工場立地シェアは低下することなく、9割を超える水準で推移しております。また、最近、地方圏に立地してる工場でございますが、7割以上が同一圏内に本社がある地元の企業でございます。かつ地方圏の企業立地における地元本社企業の割合はわずかながら上昇傾向でございます。また、立地地域の選定要因から考えますと、これはアンケートでございますが、用地確保が簡単である、あるいは地価が安い、そういったことございまして、制限制度の有無が立地動向を大きく左右しているとは考えにくいわけでございます。

さらに本社が近畿圏にある企業につきまして調べますと、地方圏の企業に比べて9倍程度の高い割合で海外進出を志向しておりまして、その傾向は今後ますます高まることが予想されるところでございます。

なお、実際、平成11年3月に大幅な規制緩和を行いまして、このときに首都圏につきましては臨海部を制限区域から除外したわけでございます。それから2年たちました。その間に新增設した工場が31件ございまして、そのうち首都圏30件、近畿圏1件でございます。それにつきまして調べた結果でございますが、新設が5件、増設が26件ございまして、増設が圧倒的に多かったわけでございます。

また、でございますが、新設5件の中に、地方圏から新規立地した工場はございませ

んでした。

また、その意識調査の結果によりますと、でございますが、制限制度の緩和がなければ不許可だったただけでも、緩和によって新增設自体が可能になったもの、新增設、規模の拡大ができたものが8件でございます。

また、でございますが、緩和によって許可手続がいなくなったものが、緩和前には許可をちゃんと取ってつくろうと思ったわけでございますが、そういったものが15件。

でございますが、地方圏への立地を考えていた工場はなかったということでございます。

ちなみにの事例の一方で、現在においても工場等制限制度が適用されている地域の中小企業では、たとえば設計であるとか金型、試作など、企業間分業ネットワークによる都市型産業集積の中で、多品種少量生産の対応のために必要な部門の増設ができないといったことで、集積内での工場間連携に支障が生じるといったようなことがございます。工場等制限制度が生き残りをかけた新たな試みに対して制約要因となっているケースもございます。

こういったことから考えますと、工場等制限制度を廃止したとしても、工場等制限区域内の中小企業の生き残りをかけた既存事業の拡充、あるいは新規事業展開への設備投資の促進に寄与することはあると思っておりますが、同区域の外から内に工場移転が大量に生ずるといのは考えにくいわけでございます。

また、大学につきましては、地方圏全体におきまして、同一地方圏内の進学率が昭和46年から平成12年まで17ポイント上昇しております。特に個別の地方を見ていきますと、15から30ポイント程度上昇してるところもございます。地方における地元大学への進学傾向の高まりが顕著でございます。地方における大学の充実あるいは少子化、そういった実態を踏まえますと、工場等制限制度の廃止によってこの傾向が大きく変化するとは考えにくいということでございます。

以上を踏まえますと、工場等制限制度は時代の役割を終えたものでございまして、廃止することが適当であるというふうに考えられます。

なお、本体資料の11ページがご参加いただきました委員の名簿でございますが、12ページをお開きいただきますと、これまでの審議の経過、そこでいろいろいただいた意見を、本報告書の本体の中にきちんと記載をさせていただきたいと考えております。

資料3でございますが、これは近畿圏におきます工場等制限制度の今後の在り方について、これが国土審議会で、このあと首都圏もございませうけれども、一緒にしたような形で報告の要旨ということでございます。

なお、ここにつきましては、この報告の要旨を使いまして、答申のたたき台になると考えております。内容的には重複しておりますので、ご説明は省略させていただきます。

以上でございます。

新宮分科会長 ただいま説明のありました報告案につきまして審議をすることといたしたいと思います。委員の皆さまからご質問、ご意見がございましたらお願いをいたします。

田代委員 いま報告の内容をお聞きしまして、この内容そのものについて異議をさしはさむものではございません。この法律の役目は達成されたということで、この結論には賛成でございます。

ただ、1点だけ今後の取り扱いにつきまして、この報告書では、この法律を廃止しても今後は人口や産業の過度の集中は起こりにくい、だからもうなくてもいいんだというところに力点が置かれてあるように思うわけですが、現在の近畿圏、とりわけ大阪の経済状況を見てみますと、もっと前向きな都市政策が必要だということは感ずるわけでありまして、制限廃止が決まって、それを発表するときには、同法の廃止によって都市再生に向けた新しい取り組みとか、あるいは様々な効果が生じてくる、全然触れてないわけではないですけども、もう少しそれを強調してもいいんじゃないかと考えるわけです。つまり既存産業の競争力の回復とか、産学連携による新産業の創出、新たな教育の場の提供、こういった規制撤廃によっていろいろな民間の活力が生まれて、都市再生が促進されるということを明確にPRされていってはどうかと思うわけですが。

繰り返しますけれども、この報告書の記載では、都市に集中が起こりにくくなっているから、この法律は廃止してもいいんだという感じに、大筋のトーンとしてはそういうふうに理解されますので、もっと積極的な意味合い、先ほど申し上げました都市再生に向けた新しい取り組みとか、様々な効果が生じてくるんだという点を強調されたらどうかと思います。

ただ、これは別にこの結論につけ足せとか、あるいは記述を改めるということではございません。

企画課長 いまのご意見につきましてでございますが、報告書の8ページをお開きいただきたいと思います。私、早口でお話したので、お聞き取りにくかったかもしれませんが、上から4つ目のパラグラフでございますが、むしろこれが今後の都市再生へ向けたようなこと、いま委員のご指摘になったようなことをここで記述しております。たとえば産業面につきまして、新規産業をつくる、国際競争力を強化していく、企業間の公平性を確保する、そういった観点から企業活動の自由度を高める、これが大事だということであるとか、大学の立地につきましても自由度を高める、そういったことで新しい技術、イノベーションを起こしていくとか、そういったことで我々の気持ちをここに込めさせていただいております。

三木委員 きょうのご報告案はどなたが、どなたにご報告をされてるのか、事務局の意見が多すぎると思います、論証も含めて。どういう観点で、誰が、誰に報告するんですか。

企画課長 分科会長が国土審議会に報告するための案、考え方でございます。

三木委員 それは2回にわたって審議会を開いて、いろんなご意見をいただいたわけですから、いまのお話のように、もっと十分にそのへんを盛り込むべきではないか。まるでこれは廃止するための論文だと思います。私は廃止すべきだと思ってるんですが、これでは意見の妥当性に問題が生ずると思います。何かいっぱい論証してますけれども、こんな論証しなくたって、ただ、こういうことである、あとは資料にすればいい。事務局がご報告されるのはいいが、審議会としては、分科会としては、これは参考資料だ、事務局はこう言ってるというふうに考えるべきではないかと思いますが、審議会の委員のご意見を承りたいという意味も含めてご質問させていただきます。

榎本審議官 きょうお出しいたしましたものは、本審議会、27日に予定されておりますけれども、本審議会にお出しいただく際の、分科会の調査審議の内容につきましてまとめましたのでございます。

先ほど申し上げたように、本審議会の答申のもとになります事項につきましては、報告の要旨という形でおつけしてございますが、そのへんの細かなデータを省いた部分が内容になるうかと考えてございます。

三木委員 何を決定するの？これを全部決定するんですか。それなら意見いっぱい言いますよ。

榎本審議官 この報告案で分科会長からご報告いただく予定をしておりますけれども、この内容自身について大きな問題がございますでしょうか。いままでご審議いただいた内容につきましてはできるだけ入れさせていただいたつもりではございますけれども。

三木委員 入れてあげるとか何とかという言い方自体がおかしいというんです。そういう問題じゃないでしょう。審議会が決定するんでしょう、分科会が。事務局は意見を報告したにすぎない。事務局としての意見。さっきからおっしゃってるのは、私の意見、私の意見、考えますと言ってるわけです。それはそれでけっこうです。だけど審議会としては、分科会としては、審議会の本会に報告されるのに、これではまずは報告の濃淡が違いすぎると、私は思います。審議会の経過から見まして。そこはどう考えますか。第2回の分科会でご報告なすったわけでしょう。記者発表もされてる。その記者発表で2つに分けて書いてある。廃止すべきであるという意見、圏域政策としていろんなことを検討すべきであるという意見があります、分科会長の名前で報告されてます。ところが、これを見ると、濃淡がありすぎますよ。

榎本審議官 要旨案をごらんいただきましても、両面につきましてまとめてございますけれども。

三木委員 私は、事務局が報告されたいというなら事務局の立場で報告されればいい。あえて申し上げれば、廃止の根回しばかり事務局はやっておられる。これは本来私どもが前の委員会で計画部会のメンバーとして作業させていただいたときに、政府が特定の意見をもって審議会を振り回すことは厳に慎むべきであるとされ、それはまだ生きてるという話であります。それに違反しませんか、こんな押しつけ的なことをやって。だから公平に意見を聞いて、それをメモしてつくるのが事務局の仕事であって、事務局が、私はこういうことを、おっしゃるのはかまわないけれども、これを審議会の意見として取り上げてあげるといふ言い方はけしからんと思います。

榎本審議官 そうしたことを申し上げてるつもりはございませんけれども、事前にこの報告書の案につきましては各委員にお送りをして、多くの方々からは特段のご意見はございませんでした。

三木委員 そうなっていない。どうして廃止、廃止と言うのか。

榎本審議官 いまの田代先生のご意見につきまして、修正の箇所が必要でございましたら、追加をさせていただきますので。各分科会のそれぞれのときの意見の内容につきましても、後ろのほうにつけてございますので、この点について特に無理に要旨から落としていくというふうなことはないかと思えます。

三木委員 私はいま申し上げた理由で、分科会としてこの報告案の全文を了承することは賛成しかねます。

榎本審議官 報告要旨の内容についても。

三木委員 説明してください。これが答申案なんですか。

榎本審議官 要旨につきましてもご異論があるわけでしょうか。

三木委員 要旨を議論すべきだと言ってるんです。だからこれを決定するには賛成しがたい。要旨というのは答申案の案でしょう。

榎本審議官 たたき台になるもの、答申そのものは本審議会でご審議いただくことになりますので、分科会では。

三木委員 どうしてですか。分科会長に審議官から、大臣にかわってですか、委員会の委員長にかわって？ どういう諮問なんですか、当分科会に付託されたのは。

榎本審議官 国土審議会の運営規則の7条によりまして、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合に、会長は調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。こういうことがございまして、調査審議事項をいまご議論いただいているということでございます。審議会としての議決権は近畿圏整備分科会の場合には国土審議会のほうに留保されてございます。

三木委員 議決権というのは何ですか。

榎本審議官 審議会としての意思決定といいますが、それに関する議決でございます。

三木委員 そうすると分科会には何を。

榎本審議官 諮問事項に関します調査審議をお願いしてるわけございまして、その内容をとりまとめたものが報告案とその要旨というふうに考えております。

三木委員 諮問というのはどういうことですか。諮問に対する答申というのは誰が、誰に対して。

榎本審議官 国土審議会の本審議会が大臣に対して行うものということでございます。

三木委員 国土審議会から分科会にどういう形で審議を委託されたんですか。本文がありません。

企画課長 第2回目の分科会でご説明いたしました、国土審議会会長から両分科会長宛の付託文がございます。読み上げます。

平成13年10月19日付、国都企第18号にて、国土交通大臣より当審議会に諮問のあった、「首都圏及び近畿圏における工場等制限法の今後の在り方について」は、国土審議会運営規則第7条第1項の規定に基づき、貴分科会に付託する。

という内容でございます。

三木委員 付託するというのはどういうことですか。

榎本審議官 諮問事項に関する調査審議を付託してるわけでございます。

三木委員 諮問はしなくていいんですか。

榎本審議官 諮問は、大臣から。

三木委員 付託するというのどういう意味ですか。そこがはっきりしないと、分科会で意思決定ができない。

榎本審議官 ですから本審議会の最終的な答申内容につきまして、参考になるようなことをこの分科会でご審議いただくということになります。

三木委員 そうすると分科会で何を審議したんですかね。

榎本審議官 それはいま報告案ないし報告要旨案にございますような内容というふうに考えております。

三木委員 私は意見を一生懸命申し上げたつもりです、従来の経緯も踏まえて。この制

度の在り方について、いままでの評価、今後の在り方について申し上げたつもりです。そういうことは全く無関係に、環境問題とか、環境問題はそのとおりだと思いますけれども、それは事務局が委員会が議論する場所にご報告をされるのは、それはそれで十分に責務を果たしておられると思いますが、たたき台にそれを私の意見のようにおっしゃられても困る。何か意見があったら入れてあげるよという言い方じゃないんです、審議会の意見を中心に事務局報告を添えて、それで私は分科会の意見を決定すべきであると思います。

榎本審議官 いまのご指摘は、報告要旨案を報告内容として、報告案につきましては参考資料にしるということでございましょうか。

三木委員 しるかということじゃなくて、そういうのも1案だと言ってるわけです。私は分科会として意思決定するのは、かつて議論したことがあることに、いろんな資料を補足して報告書をつくるべきである、こう思ってます。審議会のあり方として、分科会のあり方として。諮問と言うか、報告と言うかは別として、事務局があらかじめ用意したものに対して、意見があれば言えと言われても困る。そういうものじゃなくて、審議会の意見としてこういうところに、資料はこういうことでございますということではないんですか。

榎本審議官 これは分科会の皆さま方のご判断かと思いますが。

三木委員 私もそう思います。分科会長、私の意見はそういうことでございます。どういふふうにお取り扱いでもけっこうでございますけれども、私の発言の趣旨を申し上げるのは申し訳ないと思いますが、私は審議会の意見はいま非常に重要な位置づけをもっていると思います。これに基づいてたぶん国会で廃止のための提案をすることになるかと思えます。これは政府がおやりになることで、政府がそのための準備としていろんな論証をしておくことはけっこうです。ただ、それを審議会で位置づけというのは、私はいきすぎではないか、審議会は審議会として、分科会は分科会として意見をとりまとめるということではよろしいのではないかと、私は思います。

船橋国土交通審議会 ただいまこの報告書の位置づけの問題についてのお話をございましたけれども、まさにおっしゃられるように、この分科会がご判断になられる、そのために私ども事務局が、ご参考までにこういう案でいかがでございますかということ、議論の素材としてきょうお出ししてる、私はそういうものであるかと思っております。

先ほど榎本のほうからご説明ございましたように、この形で分科会が国土審議会にご報告を、これは分科会長のご判断でございますけれども、そういう形でご報告をされ、そして国土審議会の場でこの報告を了とされるのか、あるいはもっといろいろな議論があるのか、これは国土審議会全体がご判断になられる問題でございますけれども、そういう審議の場に提供する場合にあって、ある程度というか、方向が出た形のご報告というものが適当であろうとふうにご判断になれば、それはそういう分科会のご判断というふうに、私ども考えております。あくまで私どもが何か意見があればどうのこうのということではございまして、分科会としてきょうご判断を賜ればありがたいなと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

新宮分科会長 私は行政の素人でございますけれども、難しいことはわかりませんが、ここにお座りいただいております国土交通省の方々は、国土交通省の審議官とか課長とかいう名札はつけておられますけれども、ここにおられる資格は、私は当分科会の事務局ということで仕事をしていただいと理解をいたしております。

過去、3回、この工場等制限法の在り方について委員の方々からご審議をいただきました。その審議のための基礎的なデータは国土交通省あるいは大阪府、兵庫県等の方々から提供していただいて、そのデータを踏まえてご審議をいただいた。

結論的には、工場等制限法については廃止していい。しかし、皆さま多くの方のご意見が、単に廃止するというだけでは不十分である。昨今の環境問題の高まり、あるいは国土のあるべき状況、そういったものを踏まえた適切な誘導的措置というものの必要性というものは強調しておかないと、単に廃止というだけではいかなのではないかというふうなご意見が強かったんじゃないか。そういう点を事務局にも注文をいたしまして、今回のこの報告書をまとめたというつもりでございます。

ただ、いま田代委員からご指摘がございましたが、もう少し強く今後の、特にいま都市再生、大都市の再生ということが問題になっておりますので、そういった点についてもう少し今後の展望をつけ加えた答申にしたかどうかというご指摘があったわけでございますけれども、基本的にはいままでの審議していただいたことが、表現の上手下手はいろいろこれから各委員のご意見をいただきたいと思いますが、基本的にこの報告書のご審議いただく案としてきょう提示されておるものについては、過去の審議の経過を踏まえておるのではないかと。分科会の事務局としてとりまとめて提示されておるというふうにご理解を賜ればいいんじゃないか。

国土交通省があらかじめ用意した答申を出してきたというふうには、私は思っていないでご審議をいただければと思うわけでございます。言葉足らずかも知れませんが、意のあるところおくみ取りをいただきまして、ご審議をいただきたい。

いずれにしても、分科会として国土審に答申をするわけでございますので、どういう答申をするかということ、きょうご審議をいただいたうえでお決めをいただきたいと思うわけでございます。よろしく願いをいたします。

室崎委員 事前にお送りいただいて、意見がないかと言われたときに、本来きちっと言うべきで、いま申し上げるとするのは少しあれかもしれませんが、いままでの議論の流れで少し発言させていただきたいと思います。

一つは、事務局でおつくりになったデータが、全体として報告の中で前に出すぎて、人口が増えたとか、減ったとか、いかにも言い訳がましく事例の事実が出すぎて、それが報告書の中身を全体支配するような印象を与える部分が非常に多いんじゃないか。むしろそういう統計的なデータ、裏付けのあるデータは、ある意味でいうと資料的な部分にお回しになって、一番基本的なコンセプトみたいなものをはっきり前に出されるように構成をされたほうがいいんじゃないか。それが誤解なり、ご意見が出てくるところの根幹だろうと思うんです。そういう意味で編集的にデータが出すぎている。

もう1点は、筋書きが、たぶんこういう形で合意できてると思うんですけれども、いま分科会長も言われましたように、基本的には工場等制限制度を廃止するという点については全体の意見がまとまっている。ただ、それだけではだめで、むしろ誘導的なものは今後積極的に講じなければならないということが一つの論点としてあります。

もう一つは、単に問題がないよという言い方ではなくて、田代委員が言われたように、むしろいま大都市における産業構造の空洞化とか、むしろ新しい21世紀の多様な機能をもった活性化ある都市を実現するために、いろんなチャンスというか、そういうものをつ

くらんといけない、そのアクティブな側面というか、問題がないよという言い方ではなくて、むしろ21世紀に都市が飛躍するためにこういうことが必要、むしろ取り除いていったほうがいいんだというような、そういう論調が、そういうことはある程度合意できると思うんですが、そういうものがもっと前向きに出るように書かれたほうがいいんじゃないか。それがそれぞれの分科会の委員の方のご意見のように思いますので、もう少し編集上も工夫していただければ、もうちょっとわかりやすい形になるんじゃないかと思います。

木内委員 室崎先生のおっしゃられたとおりだと思います。結論は、部長さんもおっしゃったように、廃止になっていますから、それはそれでいいんですけども、ここで私も聞いておりましたけれども、意見を出された先生方のニュアンスときょうのやつは、ニュアンスの違いがあるような気がします。これは何か事情がありまして、この工場制限法をどうするかという、そういうことに話を限定しますと、廃止かどうかということであって、たとえば首都圏とか近畿圏を全体どうするかという話は、また別のやつがありまして、ここはその話だけに限定してほしいという気が、事務局にあるんじゃないかな。

委員の皆さんおっしゃったのは、ただ廃止するだけじゃなくて、おっしゃるとおりもっと前向きに、あるいはもっと逆にエネルギーを高めるために集中させたらどうかという意見まであったような気がしますけれども、そこはこの話じゃなくて、別な話としてあるんじゃないかな。これはここで廃止するかどうかだけを議論してくださいよという、何か伏線があって、こういうことになったんじゃないかなという感じが、ちょっとするんですけども、もしそうでなかったら、差し支えなかったら、三木委員もおっしゃったように、議論した中身とこの報告書はちょっとすれ違い、物足りなさ、そうならば、室崎先生のおっしゃったように、結論はこれでいいんですけども、議論したのは、いままでやった部会の要旨か何かつけまして、こういう意見があって、結論として廃止する。意見は3回ありました要旨で、各先生方が発言されてますから、それを見ればわかるわけですから、それでこういう審議をした結果、これは廃止したほうがいいという結論になったということにしまして、事務局のつくっていただいたのは、はなはだ恐縮ですけども、それは参考資料じゃないか。だからこの分科会でいろいろ発言したことが理由で、一言で言えば廃止ということになりますよということにしておいて、事務局がつくったのは資料にしておけば、そういう編成をすれば、それでも三木さん、だめですか。というような感じがいたしますので、ご提案させていただきたい。そんなことできない？できないならちょっと困りますけれども。

榎本審議官 先ほど申し上げましたとおり、分科会のご判断でございますので、いまの木内先生のご発言のように、報告案を参考資料として、報告要旨案を基本の報告案として、さらに複数の先生からご指摘がございましたように、今後の都市の活性化といいますか、そういうふうな観点で、この制限制度の廃止というものも必要なんだというご指摘の関係も若干つけさせていただくとか、そういう形でとりまとめるのも一つの案かと考えております。

新宮分科会長 ほかにいまのご意見に関連してございますでしょうか。

はっきり言えば、工場等制限制度今後の在り方についてということに対しての答申なのか、工場等制限法の存続の可否についてということにしぼるのかという、そのへんのところが少しごっちゃになってるのかなという。

三木委員 この課題につきましては、方々からいろんな制度が廃止すべきであるというご意見があおりになることは十分承知しておりますし、この分科会にも各方面からそういうご意見が出されているということもご紹介がありましたから、それはそれで受け止めるべきであると思います。最初の回にお伺いしましたけれども、主として規制緩和の側面、地方分権の側面からのご意見、経済的な基本構造改革方面からのご意見、多々あるようです。

これをどうやって議論していくのかというのは、本気で考えると相当負担の多いことでごさいます、別に存続論を述べるつもりは全くない、私は昔から廃止論者ですが、廃止すべきであって、新しい制度、もっと緩やかな制度に移行すべきであるとも考えておりますから、はじめから申し上げておりますように、廃止すべきであると思っております。

ご説明と称する人たちがきたときに申し上げたんですが、廃止するのは圏域政策として廃止すべきであるという議論を、この際この分科会ではしなければ意見が出せないんじゃないか。ですから私が1回だけ発言させていただいておりますけれども、圏域政策としてこの制度をどう見るのかということについて意見を申し上げるべきであって、規制緩和だけで廃止するというならそれもあるし、分権の制度の中で廃止するというならそれもあると思います。

しかし、併せ技にしる何にしる、国会にご提案されて、ご審議されるわけでしょうから、法律はそれでないと廃止できませんから。そういうことであるならば、そういうことを圏域の面からも申し上げるということだろうと思いますから、いままで意見を申し上げてきたつもりでございます。

そういう意味からいえば、私が申し上げておりましたのは、十分歴史的使命を果たしたけれども、今日に合わなくなっておる。この制度のやり方では規制が強すぎるし、あるいは分権の立場から見ると2つの大きな意見の分かれる領域をつくってしまった。規制を受ける区域と規制を受けない区域、意見が異なるのは当然でございます、地方公共団体というのは地方公共団体の中における利害を中心に、意見を申し述べられるところですから、それは反対論もあるのは当然であって、それをどうかということは言えないと思います。

そのへんは非常に難しい問題であります。地方公共団体の意見を伺うというお話でございましたから、いろんな意見が出てきたら、それを反映されたいいいのではないかと考えておりましたけれども、私が欠席しました回では、地方公共団体の代表として述べられている意見が一つにまとめられているのは、そうかなという感じがしましたけれども、これは分科会のおとりまとめの経緯でございますから、分科会長のご指示ということであれば、それはそれでけっこうかと思えます。

ただ、けっこうではございますが、資料も、議事録も公開され、発表もされるわけでございますから、そこはきちんと審議すべきは審議尽くして、事務局の案を中心に考えるというよりは、審議会の意見としておとりまとめをいただくということが筋ではないかと思っております。

公正な審議がとりまとめの段階で少し不足してる、他の方面から誤解を受けやすいやり方、たたき台のつくり方をなさったのではないかとこのことを憂えて言ってるわけでごさいます、私の意見を入れてくれ、そういうことを申し上げてるわけではありません。公正なる分科会の審議の進行をお願いしてるわけでごさいます、そういう意味の意見でご

ざいます。

そういう観点からおとりまとめいただければと思ってるわけですので、分科会長のご指導でご決定をいただければと思います。

紙野委員 委員の方々のいろんなご意見は、それぞれお考えをおもちでございますから、いずれも今後の近畿圏整備にとって活かしていくべきご観点であろうと思っておりますが、この工場等制限制度の今後の在り方についてという、この分科会としての本日最もきちっと結論づけておかなければいけないのは何かといいますと、工場等制限制度を廃止することが適当であるとの結論に達したという、この一事が非常に重要であると思えます。僭越でございますが申し訳ございませんけれども、このことについては、先ほどからのどの委員のご意見も反対というご意見はなかった。

また、事務局がまとめてきておりますように、近畿の各府県、政令市のそれぞれのご意見を集約した結果も、工場等制限制度はもはや時代に則したものではないので、廃止してよからう、こういうご意見が集約されたということも出ております。

ですから私の考えは、ここでそのことをはっきりと、これはすでにこれまでの経緯もずっとございますけれども、本日改めて明確にしておく。本審議会への答申の第1点はそのではないか。様々な個性をもっております近畿圏の各府県、政令市全体としてこのようなご意見もあり、また、各分野の専門家のご意見も、もはやこれは廃止すべきである、近畿圏としてはそのように意見が一致しておるといふ、この一事を明確に本審議会にお伝え願わなければならない。これが1点でございますので、このあたりをもう一度ご確認いただければいかがかな。事務局はそれを言うために、いろいろと報告をされたわけでございますが、かえって論点がぼやけているかなという気がいたしますから、それを申し上げました。

そこでこの報告案の一つの修正でございますけれども、1ページに(1)～(4)まで上がってあって、これが冒頭にどういう説明をされたか、私も聞き落としたんですが、これにタイトルも何もないわけです。(1)～(4)まで並んでおる。(1)～(3)までは経緯、そのほか工場等制限法とは何であるかということがる書いてあって、最後の(4)のところ、いま申し上げたことがあって、工場等制限制度を廃止することが適当であるとの結論に達したことから、ここに本報告をとりまとめたものである、こういうふうになっているわけです。

という意味で、これはいま私申し上げたように、非常に重要なことになるわけでございますので、これを目次の前で、目次の中に入らない、どのようなものとして事務局として原案をお出しになったのか、それを確かめておきたい。それと要旨は流れを書いてありまして、そのあたりが、これは先ほどの私の意見とは別に、質問でございますので。

企画課長 申し訳ございません、ちょっと誤解されるような記述になってたのかなと、反省しております。前書きぐらいのつもりで書いてありまして、確かにおっしゃるように、(4)というのをここに書くのが果たしていいのかわかるか、それはもうちょっと考えないかなと、いま思っております。

先ほど榎本審議官から申し上げましたが、きょうの全体のご意見を踏まえて、報告要旨案と書いておったんですが、これがむしろ報告案なのかな、報告なのかな。これを報告にいたしまして、先ほど出たご意見もつけ加えさせていただきまして、こちらのほうを、むしろ参考資料だ、この報告をまとめるにあたっての、いろんな事務局のつくった資料とか、

参考資料としてまとまっているという位置づけかなと、いま考えております。

紙野委員 そういう位置づけであれば、このところを、本来の本審議会への報告においては、きちっとやっていただく必要が。

企画課長 わかりました。工夫いたします。

紙野委員 おそらく三木委員のご意見もそこが一番大きかったのではないかなと、私伺っております。ですからこの書き方も、委員の方々がおっしゃるように、(4)が一番前へきてもいっこうに不思議ではないという気もいたします、これ自体の扱いではありますが。そのあたりを、きょうこれは事務局案としてこのような形になっておりますけれども、各委員のご意見を伺って明確にする。これが第2点でございます。

第3点で、今後の、たとえば大都市再生の問題等、いろいろご意見が出たわけでございますけれども、一方には、ご承知の近畿圏整備計画があるわけでありまして。おそらくこれも三木委員のご意見とも非常に関係が深いと思うんですけれども、近畿圏整備計画、これは今後の問題だと思っておりますけれども、工場等制限法はさて廃止されたというときに、近畿圏整備計画の中にそれはどう反映されるかということ、次にきちっとやっておかないと、先ほどからの各委員のご心配がそのまま残ってしまう。

一方で、いま大都市再生についてはずいぶん議論が始まってあって、これはこれでけっこうなんですけれども、近畿圏整備の多核格子構造というものが一方にございますから、その中で工場等制限法廃止に伴う大都市の活性化と、一方で各地方都市の活性化ということが非常に大きな課題であると思っております、それを近畿としてふさわしい形で達成していくためにどうするかという課題が少し残ってるなというふうに、実は思っております。しかし、それは制限制度の廃止とは別の問題である、木内委員も先ほどおっしゃっておられましたけれども、そのように思います。

以上、3点、ご意見を申し上げました。

新宮分科会長 問題を整理していただいたようなことで恐縮でございました。ほかにご意見ございますでしょうか。

だいたいご意見出尽くしたと申しますか、出たようでございます。ご指摘いただきました点も、いま紙野先生に整理していただいたようなことに踏まえまして、この報告書を修正すべきところ修正するというところで考えたいと思っておりますが、具体的にどういうふうに修正していくかということにつきましては、この委員会を開きましてやっておるという余裕が、時間的にないかと思っておりますので、はなはだ恐縮でございますけれども、形として、分科会長でございます私にご一任をいただく。当然皆さまご意見を私どものほうから聞ける方にはお聞きしながら、最終とりまとめ、修正はするつもりであります。形としては委員会を開くことなく、報告書を取りまとめさせていただきます、修正したものを近畿圏整備分科会の報告書として国土審議会に提出する、報告するというにさせていただきます。と思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

新宮分科会長 ご指摘の点を十分踏まえまして、修正やってみたいと思っております。結果につきましてはご一任をいただいたということで進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

修正をいたしたうえで、国土審議会に報告をするということでご了承をいただいたとい

うことにさせていただきます。そして紙野先生からもございましたが、結論として、工場等制限法については廃止するという事について、この分科会で意見が一致した、そのところだけは確認をしておきたいと思えます。

今後の国土審議会の予定につきまして、委員の皆さまにご報告を事務局からお願いいたします。

企画課長 国土審議会の本審議会でございますが、12月27日に第2回国土審議会が国土交通省において開催されます。本日ご議論いただきました案件につきましては、この審議会において報告をいたしまして、審議をされまして、国土審議会としての答申をいただく方向で作業を進めてまいりたいと存じます。

なお、当分科会と並行して進めております首都圏整備分科会でございますが、最終報告書についての審議、12月20日に予定しております。この場で報告のご了承をいただければ、同じ本審議会に首都圏の分の報告もさせていただき、そういった予定でございます。

事務局からは以上でございます。

新宮分科会長 いろいろご意見賜りまして、本当にありがとうございました。これをもちまして委員会を閉会いたしたいと思えますが、最後に事務局からご連絡があるようでございます。

船橋国土交通審議官 国土交通審議官の船橋でございます。委員の皆さま方におかれましては、熱心にご討議を賜りまして、いま新宮分科会長がとりまとめいただいたような方向を決めていただき、大変ありがとうございました。

この諮問が行われたのが10月の中旬でございました。大変短い時間に何度も会議を開いて、そしてお忙しい中、本当にご熱心にご討議を賜りましたことに厚く御礼申し上げたいと思えます。

結論はそういうことで承ったわけでございますけれども、その過程で、先ほど来ご意見がございますように、それじゃこれからどうするんだ、特に近畿圏、関西の経済圏の活性化といいますか、あるいは都市の再生といいますか、そういうものを具体的にこれからどうやっていくんだというご懸念、これは大変強いご懸念をおもちでいらっしゃるな、私どもも非常にそれを感じております。

私どもが中で事務局としても、あるいは国土交通省の職員としても議論をしておりましたときに、そういうところをこれからどうかしていかなきゃいけない、どういうやり方で、いまご議論ございましたよう、分権の時代、そして財政面でのいろいろな制約も生まれてきております、いろいろ工夫していかなきゃいけない。民間活力、そういうこともよく言われておりますけれども、いろいろな工夫の中で、どういうふうにしていったら近畿圏全体の再活性化あるいは都市の再生というものができていけるだろうか、これは私どももこれからよく勉強し、また、分科会の委員の諸先生方のご意見も承りながらいろいろ考えてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたしたいと思えます。

分科会長はじめ皆さま方の活発なご討議、また、本日方向としてのとりまとめに至られたことに対しまして、心より御礼を申し上げて、私のお礼の言葉とさせていただきますと思えます。ありがとうございました。

新宮分科会長 どうもありがとうございました。委員の皆さまには本当にご苦労さまでございました。これをもって閉会いたします。